

社会福祉事業運営費補助金交付要綱

(総則)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業を行うために設置された施設及び地域福祉センターの設置運営について（平成6年社援地第74号厚生省社会・援護局長通知）に基づき設置された地域福祉センターの自主的な運営を促進し、施設等の利用者に対するサービスの向上を図るために行う、施設等への運営費等に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金を受けることができる者は、別表第1に掲げる施設等を設置し、社会福祉事業を行っている者とし、補助の対象経費については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 施設運営費 市内に設置された施設及び本市の措置等で入所又は通所している市外に設置された施設に係る人件費、管理費及び事業費
- (2) 施設育成費 市内の施設等に係る建物の修繕費、備品の購入費、施設整備費、設備整備費等施設等の充実のために要する経費
- (3) 施設従事職員育成費 市内の施設等に勤務する職員の賞与に要する経費

(補助金等)

第3条 前条の経費に対する補助金は、予算の範囲内において、別表第2の対象経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準によるものとする。ただし、前条第1号に規定する市外の施設の施設運営費に係る補助金は、当該施設を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 施設運営費 次のア及びイに掲げるもの。

ア 補助事業経費の配分及び使用内訳に関する調書（第1号様式）

イ 交付申請額算出内訳書（第2号様式）

- (2) 施設育成費 補助事業経費の使用方法に関する調書（第3号様式）

- (3) 施設従事職員育成費 6月1日現在又は12月1日現在の支給対象者名簿（第4号様式）

(書類の整備等)

第5条 補助事業者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名(法人名又は代表者名)を変更したとき。

(2) 施設等の定員を変更したとき。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 社会福祉法人育成費補助要綱(平成12年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

対象経費	施 設 等 名
施設運営費	(1) 養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム (3) 救護施設 (4) 更生施設 (5) 地域福祉センター（研修事業及び高齢者給食サービス事業に係る経費に限る。）
施設育成費	(1) 地域福祉センター
施設従事職員育成費	(1) 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の事業を行う施設又は事業所 (2) 養護老人ホーム (3) 軽費老人ホーム (4) 地域福祉センター（研修事業及び高齢者給食サービス事業に係る経費に限る。）

別表第 2（第 3 条関係）

区 分	補助金の交付基準
施設運営費	1 養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及び地域福祉センターに係る補助額は次に掲げる額とする。 2 増配置職員人数、職員雇用費及び地域福祉センターの定員については、社会福祉事業運営費補助金交付事務取扱要領（以下「要領」という。）別表 1 によるものとする。 ・利用者 1 人当たり単価×各月初日在籍人員の計 （1）養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス） 利用者 1 人当たり単価 増配置職員人数×職員雇用費÷12月÷当該施設の定員 （2）地域福祉センター 利用者 1 人当たり単価 職員 2 人×職員雇用費÷12月÷当該施設の定員
施設育成費	補助額は次に掲げる額とする。 500,000円＋（ 5,900円×施設等利用対象人数）
施設従事職員育成費	補助額は次に掲げる額とする。 17,000円×対象職員数（6月1日現在） 23,000円×対象職員数（12月1日現在）